

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

○ 公文書等の管理に関する法律施行令

【掲載官報】	平成 22 年 12 月 22 日 号外第 271 号 9 ページ
【法令番号】	平成 22 年 12 月 22 日 政令第 250 号
【管轄省庁】	内閣府本府
【施行期日】	公文書等の管理に関する法律の施行の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行
【制定の根拠】	公文書等の管理に関する法律第 2 条第 1 項第 4 号及び第 5 号、第 3 項第 2 号、第 4 項第 3 号並びに第 5 項第 3 号及び第 4 号、第 5 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項まで、第 7 条、第 10 条第 2 項第 7 号、第 11 条第 2 項から第 4 項まで、第 15 条第 4 項、第 17 条、第 18 条第 1 項から第 3 項まで、第 19 条並びに第 20 条第 1 項
【法令のあらまし】	<ol style="list-style-type: none">1 公文書等の管理に関する法律第 2 条第 1 項第 4 号及び第 5 号の政令で定める特別の機関を警察庁及び検察庁とする。2 行政機関の施設及び独立行政法人等の施設であって、国立公文書館の設置する公文書館に類する機能を有する施設を定める。3 行政文書から除かれる歴史的な資料等の範囲を定める。4 法人文書から除かれる歴史的な資料等の範囲及び公文書等の管理に関する法律の別表第 2 に定める法人において法人文書から除かれる文書の区分の方法を定める。5 行政文書ファイル等の分類、名称、保存期間及び保存期間の延長について定める。6 保存期間が満了したときの行政文書ファイル等の移管の措置を定める。7 行政文書ファイル管理簿の記載事項、記載の対象から除かれる行政文書ファイル等の保存期間及び行政文書ファイル管理簿の閲覧場所の公表の方法を定める。8 行政文書管理規則の記載事項を定める。9 法人文書ファイル管理簿の記載事項、記載の対象から除かれる法人文書ファイル等の保存期間及び法人文書フ

WestlawJapan 法令あらまし

	<p>イル管理簿の閲覧場所の公表の方法を定める。</p> <p>10 保存期間が満了した法人文書ファイル等の移管先を定める。</p> <p>11 特定歴史公文書等の目録の作成及び公表について定める。</p> <p>12 個人に係る不開示情報が記録されている特定歴史公文書等について当該情報の本人が利用請求をする場合に本人であることを示す書類を定める。</p> <p>13 利用請求に係る特定歴史公文書等に第三者に関する情報が記録されているときの当該情報に係る第三者に対する意見照会の書面に記載すべき事項を定める。</p> <p>14 利用請求に係る特定歴史公文書等に利用の制限に関する意見が付されているときの当該意見に係る行政機関の長に対する意見照会の書面に記載すべき事項を定める。</p> <p>15 電磁的記録で保存されている特定歴史公文書等の利用の方法を定める。</p> <p>16 写しの交付により特定歴史公文書等を利用する場合の手数料の納付の方法を定める。</p>
【改正される法令】	<p>行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成 12 年政令第 41 号）</p> <p>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成 14 年政令第 199 号）</p> <p>内閣府本府組織令（平成 12 年政令第 245 号）</p>